

横浜市特別支援教育推進指針（素案）の策定について

令和5年3月、こども青少年・教育委員会にて「横浜市特別支援教育推進指針（以下「指針」といいます。）」の検討開始について御報告しました。

その後、PTAの方々との意見交換や、学識経験者、保護者、療育・福祉・医療関係機関、小・中・特別支援学校長で構成する「横浜市特別支援教育懇談会（以下「懇談会」といいます。）」を開催し、指針の方向性について御意見をいただきました。

これらを踏まえ、横浜市特別支援教育推進指針（素案）を取りまとめましたので、御報告いたします。

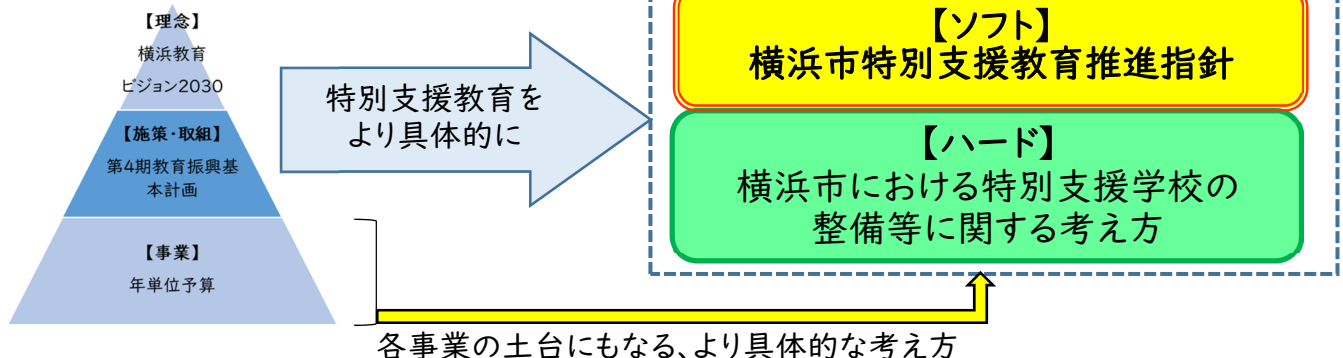
1 指針検討の背景

- 発達障害や医療的ケアを日常的に必要とするなど、特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあり、その障害も重度化、多様化しています。
- 本市においては、平成21年度に特別支援教育を推進するための基本指針を策定し、その取組や課題を第1期横浜市教育振興基本計画（平成23年1月策定）に反映させ、その後、現在の第4期（令和5年2月策定）まで、各取組を振り返りながら、特別支援教育の充実を図ってきました。
- また令和3年以降、国において、特別支援教育に関する法令が整備され、特別支援教育の在り方等に関する各種の検討会議が開催されるなど、特別支援教育は、現在大きな転換期を迎えており、より一層の推進・充実が求められています。
- 本市では令和5年3月に、特別支援学校の整備や配置など、主にハード面に特化した「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」を策定しました。策定の過程で、特別な配慮や支援を要する児童・生徒の増加、教育現場におけるICTの普及等を背景として、特別支援教育に関する内容の充実や全ての教職員の特別支援教育にかかる専門性の向上など、ソフト面の課題が浮き彫りになってきました。
- そこで、特別支援教育を取り巻く状況の大きな変化に対応していく観点から、本市の特別支援教育の目指す姿を学校現場の全ての教職員をはじめ、保護者や関係機関・団体等と共有し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた「豊かな学び」を提供できるよう、「横浜市特別支援教育推進指針」を策定します。

2 指針の位置づけ

- 2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」（2018（平成30）年策定）と、そのアクションプランである「横浜市教育振興基本計画」の方向性や施策・取組の状況を踏まえ、改めて、本市の特別支援教育の現状と課題について整理を行い、教員の専門性の向上等、各学びの場における主にソフト面に関する取組の方向性を示していくものです。

【他計画との関係】



3 特別支援教育の現状を踏まえた基本認識

(1) 第4期教育振興基本計画で掲げる現状と課題（主にソフト面の部分を抜粋）

- 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、その変化にも柔軟に対応するため、引き続き、多様な学びの場の提供やその充実に向けて、取り組んでいくことが必要です。

ア 小・中学校等の一般学級、特別支援教室

- 小・中学校等には、一般学級においても特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が在籍しています。様々な疾患や肢体不自由などにより医療的ケアや介助が必要な場合や、発達障害やLDなど、学び方に工夫や配慮、見守りが求められる場面が増えています。
- 在籍する学級を離れて学習や心理面、コミュニケーション等の課題への支援を行う特別支援教室において、これまで様々な取組が行われています。それらの取組の好事例を各校で共有し、児童生徒や学校の実情に応じた柔軟な活用や、非常勤講師の配置等を含めた指導体制の充実により更に取り組む必要があります。

イ 通級指導教室

- 児童生徒が在籍する小・中学校等においては、それぞれの特性や発達段階を踏まえて必要な支援を把握し、学級担任等の対応力を高めることが重要です。そのため、通級指導教室担当教員による協働型巡回指導の取組や、特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が小・中学校等を支援する仕組みである横浜型センター的機能を充実させていく必要があります。
- 通級指導教室担当教員の更なる専門性向上にむけ、OJTだけでなく外部の研究機関への研修派遣を積極的に行うなど、計画的に人材育成を行っていく必要があります。

ウ 個別支援学級

- 個別支援学級の在籍児童生徒数は年々大幅に増加しており、障害の重複化や多様化が進んでいます。
- 児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うためには、全ての教職員の特別支援教育に係る知識・理解の向上や、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実が必要です。

エ 特別支援学校

- 児童生徒の障害は、重度化・重複化・多様化しており、教員の専門性の更なる向上のもと、個々の教育的ニーズを一層丁寧に把握し、実態に応じた指導や支援を行う必要があります。また、センター的機能の発揮を通じて小・中学校等と連携した地域の特別支援教育を推進していくことが必要です。

(2) 指針の検討における現状を踏まえた基本認識（素案 P.5）

- 本市では、平成29年度までに個別支援学級を小・中学校全校に設置し（令和3年度の全国の設置率83%）、一人ひとりの教育的ニーズを的確に見定め、それに最も的確に応えられるよう、連続性のある多様な学びの場の整備を進めてきました。（＝本市の強み①）
- 本市が全校に設置している特別支援教室は、本市の独自配置である児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭や特別支援教育コーディネーターが校内の中心となって運営しています。さらに実践推進校として非常勤職員を配置する取組を進めるなど、一人ひとりの児童生徒の課題に応じた様々な支援（学習支援や不登校支援）を行い、気持ちの安定や校内での共通理解の効果が得られた等、成果を上げています。（＝本市の強み②）
- それに加えて、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱と各障害種の市立特別支援学校を運営しており、専門性を積み上げてきています。（＝本市の強み③）
- 前述した3(1)の各学びの場について、今後拡充を図ることに加え、特に一般学級において特別な配慮や支援が必要な子どもが安心して学び続けられるよう、後述するインクルーシブ教育を推進していく観点が重要です。そこで、一般学級に在籍する全ての児童生徒が「分かった」、「できた」を実感できる適切な指導・支援を行い、特別な配慮や支援が必要な児童生徒にも最適な学習を提供できる教育内容や校内支援体制の充実を進めることで、教職員のさらなる専門性向上の相乗効果も期待できます。

- これまでの個別支援学級や特別支援教室の運営による知識経験、また特別支援学校によるセンター的機能など本市の強みを生かしながら、一般学級における特別な配慮や支援が必要な子どもが安心して学び続けられる体制構築を進めることで、本市のインクルーシブ教育の新たな展開を図ります。

4 指針の概要～インクルーシブ教育関連～

(1) インクルーシブ教育に関する国の考え方(素案 P. 5)

- 令和4年9月に、国連から、障害のある子どものインクルーシブ教育の権利を認めることや、それを実現していくために国の行動計画を策定すること等を求める「日本のインクルーシブ教育に対する勧告」が出されています。
- 国は、国連の勧告を受けて、引き続きインクルーシブ教育システムを推進していくこととしています。そのような中で、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議の報告書(令和5年3月)では、「校内支援体制の充実や通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実、インクルーシブな学校運営モデルの創設」といった内容が取りまとめられています。国はこの報告書を受けて、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の一層の充実を図ることが求められているとの認識を示しています。

(2) 横浜市におけるインクルーシブ教育の考え方等(素案 P. 6)

ア 本市のこれまでの考え方

- 本市においては、これまで下記のとおり、国の示すインクルーシブ教育システムの構築を進めてきました。
 - ・一人ひとりの教育的ニーズを的確に見定め、それに最も的確に答えられるよう、さらなる支援の充実を目指すこと。そのために、連続性のある多様な学びの場や教育活動の充実を図ること。
 - ・現在の学びの場での困難を補う柔軟な仕組みや、学びの場を柔軟に選択できるようにすること。
- 他方、特別支援学校のPTAの皆様や懇談会において、「全ての児童生徒が地域の学校に通い、同じ場で学ぶ環境の実現に向けた横浜市の考え方を示すことが必要」との強いご要望もいただいています。
- ここで改めて、全ての子どもたちが可能な限り地域の学校で共に学び、共生社会の担い手として育つことを目指すという理念に立って、横浜らしいインクルーシブ教育の考え方について整理します。

国連の勧告

- ・医療に基づく評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が永続していることを懸念
 - ・国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)を受ける権利があることを認識すること
 - ・全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること
- 等

国連勧告以前

国

横浜市

【インクルーシブ教育システムの構築】

- 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。
- 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

国連勧告後

国

引き続き、インクルーシブ教育システムの構築を目指す。さらによりインクルーシブな社会の実現に向けて関連施策の一層の充実を図る。

横浜市

国際的な動向や国における議論等を踏まえ、本市において、今までよりさらに踏み込んだインクルーシブ教育の方向性を提示することが求められている。

イ 横浜らしいインクルーシブ教育の考え方等

(ア) 一般学級における新たな学びの推進

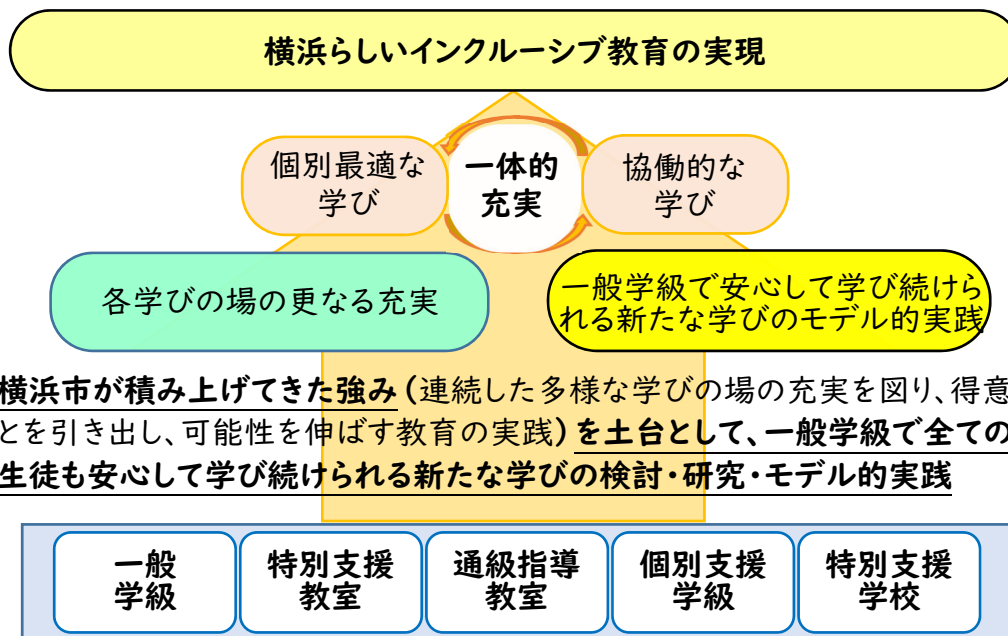
- 現在の教育課程、学級編成、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習による学習効果、学びのユニバーサルデザインの視点を踏まえ、一般学級において、子どもたちが自分の学び方や学習進度を自分で選択するなど、主体的に学習に取り組む、新たな学び方の実現にむけた研究に取り組みます。
- 一般学級において、全ての児童生徒が「分かった」、「できた」を実感できる適切な指導・支援、学びのユニバーサルデザインの推進を通じて、特別な配慮や支援が必要な児童生徒が安心して学び続けられるインクルーシブ教育の実現にむけ、教育内容や校内支援体制の充実を図ります。

(イ) 進め方等

- 新たな学びの推進にあたっては、3(2)で示したこれまでの本市の強みを生かして、できる限り一般学級において安心して学び続けられる仕組み(新たな学び)の検討・研究・モデル的实践に取り組みます。
- モデル的实践と併せて、引き続きそれぞれの学びの場の更なる充実にも取り組み、個別最適な学び・協働的な学びの一体的充実により、全ての学びの場での横浜らしいインクルーシブ教育の実現を目指します。

(ウ) 配慮事項等

- 障害のある児童生徒が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させられる専門的支援を求め、本人にあった学びの場を選択することを尊重し、引き続き必要な支援を行います。
- あわせて、小・中・義務教育学校・特別支援学校・高等学校に通う全ての児童生徒、保護者と学校が、インクルーシブ教育への理解を深められるよう取り組みます。



5 指針の概要～それぞれの学びの場における今後の主な方向性～

- 上記の新たな学びの検討・研究・モデル的実践を行うことにあわせて、現在の児童生徒がそれぞれにふさわしい学びの場を選択できる環境整備など、特別支援教育の充実を引き続き進めます。

学びの場	今後の主な方向性について
一般学級・ 特別支援教室 (素案 P. 14 ～P. 15)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の低学年において、一般学級から個別支援学級への学びの場の変更がある状況を踏まえ、一般学級において、<u>多様な児童生徒による学び合いを生かす取組等を進めます。</u> ○ 特別支援教室を活用した児童生徒の学習支援等が成果を上げていることを踏まえ、<u>特別支援教室実践推進校を拡充</u>します。 ○ <u>通級指導教室の利用者が多い学校に特別支援教室を活用して通級指導を行うことができる「校内通級指導教室」をモデル実施</u>します。
通級指導教室 (素案 P. 18 ～P. 19)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入級希望者の増加による過大規模化等に対応するため、<u>令和7年度を目標に小学校1校、中学校1校を増設</u>します。 ○ 引き続き、<u>協働型巡回指導を行うとともに、盲特別支援学校の弱視通級指導教室においても、協働型巡回指導を開始</u>します。 ○ 肢体不自由、病弱の児童生徒が、可能な限り地域の学校の一般学級で学び続けるため、<u>特別支援学校の教員が一般学級における支援に入れる仕組み等について、検討</u>します。 ○ 令和5年度から横浜総合高等学校において実施している自閉症/情緒障害・LD/ADHDの通級による指導について、令和6年度から同校の体制を強化し、<u>その他の市立高等学校の生徒に対する巡回指導を開始</u>します。
個別支援学級 (素案 P. 23)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>教職員の専門性向上に向けた学級運営のポイント等の周知を進め、個別支援学級の教育内容や教育環境の整備・充実を図ります。</u> ○ 個別の教育支援計画・個別の指導計画について、<u>本人・保護者との合意形成や共有方法等を改善し、更なる活用を図ります。</u> ○ 進路先の状況等の情報共有を進めるとともに、<u>個別支援学級の担任が、保護者や本人と進路先を考えるための進路情報等をまとめたパンフレット等の媒体作成を検討</u>します。
特別支援学校 (素案 P. 25～ P. 27)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育課程や授業改善等、教員の指導力向上の具体的な取組を進めるとともに、<u>障害のある児童生徒の意思決定支援を推進</u>します。 ○ <u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士等の専門家等との連携強化に取り組みます。</u>また、併せて、卒業後を見据えて就労先企業との連携強化にも取り組みます。 ○ 特別支援学校の準ずる教育課程を学ぶ児童生徒に対して、<u>I C Tを効果的に利用した新たな学びを構築</u>します。 ○ I C Tを効果的に活用し、<u>個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善につなげていきます。</u> ○ 研修等により、<u>特別支援教育コーディネーターなど、横浜型センター的機能を担う人材の専門性の向上や人材育成を継続的に行い</u>ます。 ○ 中学校等と特別支援学校の教員が互いの授業研究会に参加するなど、<u>特別支援学校と近隣の小・中学校との協働研究推進ブロックを立ち上げ、相互に専門性の向上を図り</u>ます。

医療的ケア等、個別の支援を必要とする児童生徒への対応 (素案 P. 29)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肢体不自由の特別支援学校においては、引き続き、学校看護師の体制を拡充し、医療的ケアが必要な児童生徒の保護者の日中の付添解消や通学支援の取組を充実するとともに、<u>宿泊行事への付添や訪問籍の方へのスクーリング時の付添における負担軽減に向けたモデル的取組を検討</u>します。 ○ 小・中・義務教育学校、特別支援学校（肢体不自由を除く）においては、<u>看護師を派遣</u>し、必要な医療的ケアを提供するとともに、将来の自立に向けて児童生徒本人が自身でケアを行うことができるよう、<u>健康管理や手技指導などの支援</u>を行います。 ○ 日常的に見守り支援や生活介助を必要とする児童生徒に対する<u>特別支援教育支援員の配置</u>、<u>聴覚障害のある児童生徒に対するノートテイクボランティアの配置</u>など、障害等により支援を必要とする児童生徒への取組を継続していきます。
--	---

6 指針の概要～開かれた特別支援教育、関係機関の連携強化について(素案 P. 30～P. 31)

- 引き続き、子ども一人ひとりの学習上・生活上の困難の改善・克服のために、専門的知見をもつ地域療育センター等の関係機関による横浜型センター的機能などの事業を積極的に活用し、連携を強化していきます。
- 交流及び共同学習の推進に向けて、副学籍交流を学校、保護者、児童生徒がより利用しやすい仕組みにします。
- 幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を提供していくために、医療的ケア以外にも理学療法や言語聴覚療法などの福祉的、専門的な支援が他機関から受けられるよう、多職種連携を強化していきます。
- 早い段階からの児童生徒の学習や体験的な活動等への協力だけでなく、教職員や保護者に対する将来を見通すための情報提供なども積極的に実施します。

7 今後の予定

- 令和5年10月以降
- ・横浜市特別支援教育懇談会の開催
 - ・関係団体やPTA等と意見交換の実施
 - ・市民意見募集
 - ・交流及び共同学習等に関する児童生徒向けアンケートの検討・実施
- 令和6年3月
- ・こども青少年・教育委員会へ市民意見募集結果及び指針原案の報告
 - ・指針策定